

2024 職場における腰痛予防宣言!

事業実施の手引き



(公社) 日本理学療法士協会 職能推進課

(Ver.1.0 2024年8月発行)

目次

はじめに	3
本事業の目的	4
期間.....	4
事業への参加方法	4
1. 手順	5
2. 協会へのMission実施報告	6
3. 講習会用資料(会員限定コンテンツ参照).....	6
4. 教材(会員限定コンテンツ参照).....	7
5. 講習会内容.....	7
6. リスク・安全への配慮.....	7
本会への報告内容.....	8
Q&A	10
本事業へのお問い合わせ先.....	12

はじめに

我が国における業務上疾病の中では、腰痛が約6割を占めて最も多く、特に医療・介護職種を含む「保健衛生業」における業務上疾病においては約8割に上ります。保健衛生業の腰痛発生率は全業種平均を大幅に超えており、今後の少子高齢化社会において、労働人材の確保が危ぶまれる中、労働者の人員・生産性の両方に影響を及ぼす腰痛への対策は急務となっています。

このような中、厚生労働省では腰痛予防対策についての議論が重ねられ、令和5年4月から開始された第14次労働災害防止計画(労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画、以下、14次防)において、腰痛予防を含む労働災害防止対策の推進に向けた理学療法士の活用が明記されました。この計画を受けて、理学療法士を活用した労働災害防止に向けた取り組みは急速に、そして着実に広まることから、日本理学療法士協会(以下、本会)においても、職場における腰痛予防対策にかかる事業をさらに推進することに致しました。この、14次防による変化はすでに起きはじめており、例えば、神奈川県理学療法士会では、令和5年3月22日に神奈川産業保健総合支援センター(以下、産保センター)と協定を締結し、腰痛等の労働災害防止に向けた企業への支援に理学療法士を派遣することになりました。また新潟県理学療法士会では、本会事業である「高年齢労働就労支援モデル事業」から発展して、理学療法士会が推薦した会員を新潟県産保センターの「産業保健相談員」として委嘱し、事業場に派遣することなどが進んでいます。

このような状況の中、本会では2020年度から厚生労働省の後援のもと、理学療法士の専門性を活かし、自らの所属施設における腰痛予防に貢献することを目的として、「職場における腰痛予防宣言!」と銘打ったキャンペーン(以下、本事業)を開始しました。昨年度は全国144施設、総勢7,370名の多職種に対して腰痛予防の取り組みが実施されるなど、会員の皆様のご努力により、本事業は着実に、全国的な活動へと広がりつつあります。そこで、本事業ではこれまで、所属施設における腰痛予防対策の取り組みを行ってまいりましたが、今年度は14次防による政府の推進方策を踏まえ、腰痛予防の活動を外部施設においても実施できるようにいたしました。本事業をきっかけに、医療・介護現場にとどまらず、多種多様な労働者の腰痛予防、転倒予防などの安全衛生に対する理学療法士の活躍の場を切り開くことを期待しています。

最後に、本事業が、会員の皆様の取り組みによって、「保健衛生業」における業務上疾病としての腰痛を防ぎ、皆様の職場の医療・介護職員の皆様の健康を守ることにより、結果として社会への強い発信に繋がっていくことを願っております。

公益社団法人日本理学療法士協会
副会長 佐々木 嘉光

本事業の目的

本会の会員が、各々の所属施設にて他職向けの腰痛予防指導等を実施し、全国的な医療・介護施設での「腰痛予防対策」への取り組みを普及させること。

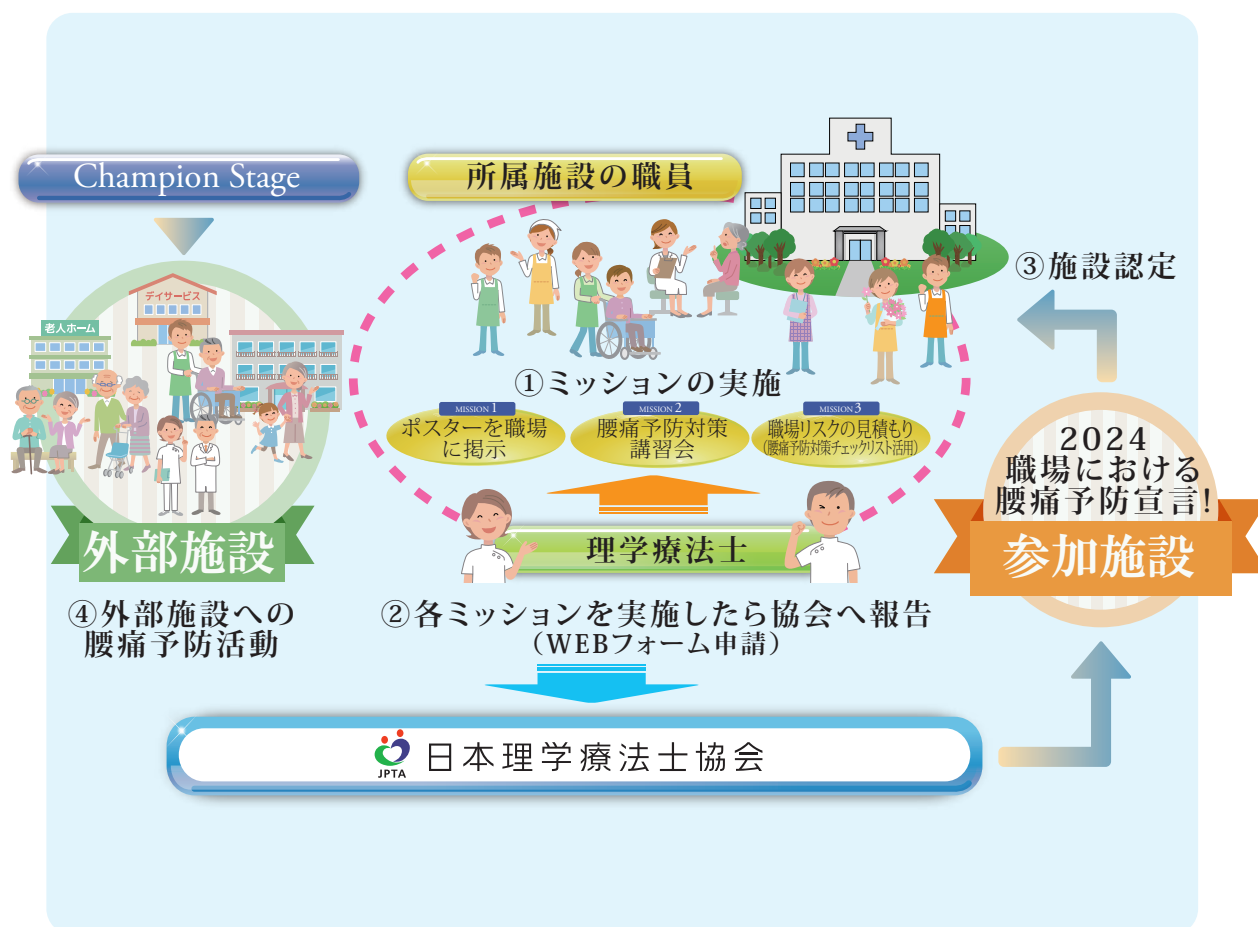
期間

実施報告受付期間 2024年9月2日(月)～2025年2月28日(金)

事業への参加方法

会員の皆様は、所属長の承認を得たうえでポスターを職場に掲示し本会へ報告いただくことで事業に参加できます(Mission1)。その後、腰痛予防講習会(Mission2)、職場リスク管理(Mission3)のクリアを目指しましょう。クリアしたMission内容に応じて認定証が付与されます。

所属施設への依頼文を本会ホームページの会員限定コンテンツ(本手引きp6記載)内に掲載しております。取り組みに参加する際、必要に応じて所属施設にご提出ください。



1. 手順

【Mission 1】 腰痛予防啓発ポスターの掲示

1) 所属施設内へのポスターの掲示

・ポスターはJPTA NEWS 2024年0月号に同封して、施設代表者の皆様にお送りしています。もし手元にポスターがない場合、会員限定コンテンツ(本手引きp6記載)内にあるポスターのPDFデータを印刷して使用(掲示)しても構いません。

2) 掲示後、施設代表の会員は「実施報告登録フォーム(本手引きp6記載)」にて報告

⇒ 腰痛予防宣言の参加施設(銅メダル施設)として認定

【Mission 2】 腰痛予防講習会の実施

3) 講習用資料(スライド・モデル講習動画等)の視聴 ※任意

4) 施設内の関連部署(安全衛生委員会、看護部、人事部など)への協力申し入れ

5) 開催日時、形式などの決定

6) 腰痛予防対策講習会の実施(参加者の職種や人数をチェック)

7) 実施後、施設代表の会員は「実施報告登録フォーム(本手引きp6記載)」にて報告

⇒ 約1か月後に腰痛予防宣言の参加施設(銀メダル施設)として認定

本会ホームページへ施設名を掲載いたします(任意)

【Mission 3】 職場のリスク見積と改善提案

8) 講習会開催後、「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」にて、職場のリスク見積もりと改善提案を実施

9) 実施後、施設代表の会員は「実施報告登録フォーム(本手引きp6記載)」にて報告

⇒ 約1か月後に腰痛予防宣言の参加施設(金メダル施設)として認定

本会ホームページへ施設名を掲載いたします(任意)

【Champion Stage】 理学療法士が所属しない他施設への活動拡大

・Mission3認定施設の問い合わせ先を協会ホームページに任意にて掲載し、理学療法士が所属しない他施設からの活動要請に応じて腰痛予防活動を実践する。

・活動要請に際する対応可否の判断・講師費発生の有無・講演内容は各施設に委ねる。

2. 協会へのMission実施報告

各Missionが完了したら、下記の「実施報告登録フォーム」にて、本会へご報告ください。

(報告内容は本手引きp8.9に記載)

○実施報告フォーム：<https://ws.formzu.net/dist/S29758623/>



本事業に参加の状況に応じて、メダル施設に認定され、ワンランク上の認定証を受け取ることができます。

- ・Mission 1 をクリアし本会へ報告：銅メダル施設認定(認定証進呈なし)
- ・Mission 2 をクリアし本会へ報告：銀メダル施設認定、銀の認定証進呈
- ・Mission 3 をクリアし本会へ報告：金メダル施設認定、金の認定証進呈

【注意事項】

- ※キャンペーン開始前の2024年4月以降に実施した取り組み(理学療法士が主催した所属施設向けの腰痛予防講習会の実施等)についての報告も認定いたします。
- ※各Missionの認定は、ひとつ前のMissionをクリアしていることが条件となります。
例えばMission2の認定を受けるためには、Mission1の実施報告が必要です。
また、Mission3の認定を受けるためには、Mission1とMission2の実施報告が必要です。
- ※実施報告の際はMissionの実施日に関係なく、Mission1→Mission2→Mission3の順に申請いただきますようお願い致します。
- ※Mission 2 やMission 3 を2回以上実施した場合、そちらについてもご報告いただけます。
施設認定や認定証の進呈は1回目のみの特典ですが、2回目以降も報告に基づいて参加人数などは加算され、本年度の最終報告に反映されます。
- ※Missionをクリアした後は、次の認定証が届くまでの間であっても、次のMissionに取り組んでいただいている構いません。

3. 講習会用資料(会員限定コンテンツ参照)

本手引きにおいて「会員限定コンテンツ」というときは、本会ホームページの会員限定コンテンツ内の特に「職能事業」→「健康づくり」→「腰痛予防事業(医療・介護従事者向け)」内のコンテンツを指します。ここには講習会用資料として、下記2点が掲載されています。

- ・講習会用スライド資料
- ・講習会用スライド資料を用いたモデル講習動画(視聴時間:約30分)※閲覧無料

4. 教材(会員限定コンテンツ参照)

指定教材: ・2024職場における腰痛予防宣言 手引きおよび進め方解説動画

- ・厚生労働省 職場における腰痛予防対策指針
- ・厚生労働省 介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

参考教材: ・職場における腰痛予防宣言 事例集

- ・介護職員の生産性向上に向けた理学療法士の働き方セミナー
- ・2017年度職業性腰痛予防講師育成研修会(STEP 1)配布資料
- ・厚生労働省 腰痛予防対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html

- ・厚生労働省 保健衛生業における腰痛の予防

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31197.html

- ・厚生労働省 労働災害防止計画について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>

5. 講習会内容

他職種に対する腰痛予防に関する内容であれば、講習時間や内容は問いません。施設の状況に合わせて、実施してください。会員限定コンテンツ内の講習用資料は必要に応じて、ご自由にお使いください。

6. リスク・安全への配慮

特に実技実施の際は、実施場所や疼痛がある方への適切な対応(現在腰痛の治療中である者は対象から除くこと等)、施設内の安全衛生委員会等の認証を得て実施する等、リスク・安全面への配慮を十分に行うようご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の位置付けは、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。新型コロナウイルス感染症への対応については、以下の内容を踏まえ、地域の感染状況や施設の方針に応じた対応をお願いいたします。

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>



本会への報告内容

～各Mission共通内容～

- 申請代表者情報(会員番号、氏名、フリガナ、連絡先)
- 施設形態
- 施設所在地
- 施設名称
- 事業のご感想・ご意見・ご要望(任意)

～Mission1腰痛予防啓発ポスター掲示のフィードバック～

<回答項目>

- 事業を知ったきっかけ、動機
- 腰痛予防対策指針を知っていたか
- 事業前の腰痛予防対策の実施状況
- ポスターを貼付した場所について
- 次のMissionの取り組みについて

～Mission2 腰痛予防対策講習会のフィードバック～

<回答項目>

- 参加特典送付先
- 本会HPへの施設名掲載の可否
- 施設ホームページURL(任意)
- 実施日
- 腰痛予防講習会を受講した他職種の人数(職種別)
- 指導者・運営・サポートした理学療法士数
- 実施方法および内容
- 課題・困難だったこと
- 腰痛予防対策講習会の取り組みの今後の継続について

～Mission 3 職場のリスクの見積りのフィードバック～

<回答項目>

- 参加特典送付先
- 本会HPへの施設名掲載の可否
- 施設ホームページURL(任意)
- 他施設からの腰痛予防対策依頼の対応希望有無
- 参加した理学療法士数
- 課題・困難だったこと
- 職場のリスクの見積りでチェックした介護作業の中で、リスクが高い要因
- 職場のリスクの見積りに基づいて実施した改善提案の内容
- リスクの見積りの取り組みの今後の継続について

Q&A

Q:腰痛予防啓発ポスターが施設に届く前に腰痛予防の取り組みとして講習会をおこないました。Mission2の認定施設となりますか？

A:すでに本キャンペーン期間前の今年度中に各Missionに該当する腰痛予防活動を行っている施設は、それらをご報告いただければ認定します。
ただし各Missionの認定は、ひとつ前のMissionをクリアしていることが条件となります。ポスターが届きましたら、Mission1とmission2の実施報告を行ってください。

Q:元々施設で他職種にむけて腰痛予防の取り組みやトランスファー動作指導などを実施しています。これらとは別に行う必要がありますか？

A:すでに本キャンペーン期間前の今年度中に各Missionに該当する腰痛予防活動を行っている施設は、それらをご報告いただければミッションクリアと認定します。

Q:2024年4月1日(月)～2024年9月1日(日)に行った取り組みも認定されますか？

A:はい、認定いたします。通常と同様に、実施報告登録フォームから報告いただければ、取り組みに応じた認定証を進呈し、ご希望に応じて参加施設一覧に掲載いたします。

Q:ホームページに掲載されている資料を必ず使用する必要はありますか？

A:必ず使用する必要はございません。あくまでも会員の皆さまが実施しやすいように参考として掲載させていただいております。各々が取り組みやすい方法でご実施下さい。もちろん、資料をご使用いただいても構いません。ただし、指定教材としております厚生労働省の職場における腰痛予防対策指針は、講習等で必ず使用しなければならないものではございませんが、参加される理学療法士の方は目を通していただきますようお願いいたします。

Q:配布用スライド資料は、資料を追加したり修正したりしても良いでしょうか？

A:構いません。ただし、すでに掲載されている引用文献の数値の改変等をご遠慮下さい。スライド全体を削除するというようなアレンジはしていただいても構いません。

Q:モデル動画を実際の講習教材として使用しても良いですか？

A:施設内での腰痛予防の取り組みの際にご使用いただくことは問題ございません。それ以外での利用(個人の営利につながる講師業での使用等)はご使用いただけません。

Q:Mission3は、厚生労働省腰痛予防対策指針のチェックリストを必ず使用しなければならないのですか？

A:あくまでも参考ですが、使用を推奨しております(Mission3の実施報告の設問に一部その内容が含まれます)。腰痛予防対策指針にも記載のように、最終的には各施設の状況に合ったオリジナルのアクションチェックリストを作成できると良いと思いますので、アレンジしていただくのは構いません。

Q:理学療法士のみを実施したのも対象になりますか？

A:理学療法士のみでは対象になりません。理学療法士以外の職種が1人以上参加した場合が対象になります。

Q:この事業に参加し認定された場合、施設ホームページ等での広報はしても良いですか？

A:ホームページや施設内機関誌等での「事業に参加しました」というニュースのような記載はしていただいて構いません。

Q:医療・介護・福祉施設外で勤務しています。それらでの実施も対象になりますか？

A:施設の限定はございませんので、会員の方々のご所属施設はすべて対象となります。

Q:「2023 職場における腰痛予防宣言」で、既にMission2を終え銀メダル施設に認定されています。この場合、「2024 職場における腰痛予防宣言」は、Mission3からの開始としてもよいのでしょうか？

A:昨年のキャンペーンにおける認定は、今年度のキャンペーンに引き継がれませんので、Mission1から改めて申請いただく必要があります。仮に2023年度においてMission2を終えていても、2024年度は改めてMission1とMission2を実施することで銀メダル施設と認定されます。

Q:実施報告の後、認定証はいつ頃届くのでしょうか？ また、Mission2をクリアした後、次の認定証が届くまで、Mission3に取り組んではいけないのでしょうか？

A:ポスターは実施報告からおよそ1ヵ月後までに届きます。それまでの間に、次のMissionに取り組んでいただいている構いません。

本事業へのお問い合わせ先

「2024 職場における腰痛予防宣言!」キャンペーン事務局

TEL: 03-6834-5871

□事務局開設時間: 平日10:00~17:00

□事務局開局期間: 2024年9月2日(月)~2025年2月28日(金)

MAIL: support@youtsuuyobou.com